

(仮称)尼崎市立学校給食センター整備・運営事業者選定 アドバイザー業務委託に係る委託候補者募集要項

1 委託業務の概要

(1) 業務名

(仮称)尼崎市立学校給食センター整備・運営事業者選定アドバイザー業務

(2) 業務内容

(仮称)尼崎市立学校給食センター整備・運営事業者選定アドバイザー業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

27,500,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

提案の内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とします。

2 募集の目的

尼崎市(以下「本市」という。)では、平成 30 年 11 月に改定した「尼崎市中学校給食基本計画(改定)」(以下「基本計画」という。)に基づき、給食センター方式により、平成 34 年 1 月の中学校給食開始に向けた取組を進めています。

給食センターを PFI 方式により整備・運営するにあたり、実施方針の策定から事業者との契約の締結までに至る一連の業務について、効率的かつ効果的に実施するため、業務上必要な支援を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的としています。

3 委託業者数

1 事業者

4 応募資格

次に掲げる全ての要件に該当する者とし、応募資格の基準日は「7 企画提案申込書等応募書類及び提出部数」に定める関係書類の提出日とします。

- (1) 法人格を有し、地方自治体が発注する P F I 事業における給食センターの整備運営に係るアドバイザー業務を受託した実績があること。
- (2) 尼崎市契約規則第 4 条に定める競争入札参加者有資格者名簿に登録(登録予定を含む。)されている者であること。
- (3) 納税義務を履行していること。
- (4) 仕様書に定める業務について、業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市の指示に対して柔軟に対応できる者であること。
- (5) 次の事項に該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

- イ 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申し立てをしている者
- エ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。

5 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とします。

- (1) 当該募集要項を遵守しない場合
- (2) 「7 企画提案申込書等応募書類及び提出部数」に記載する関係書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為や、適切な審査を妨害したと認められる場合
- (4) 「4 応募資格」に記載する応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

6 配布資料(当該募集要項除く)

- (1) 尼崎市業務委託契約約款（案）
- (2) 暴力団排除に関する特約
- (3) 仕様書

7 企画提案申込書等応募書類及び提出部数

次に掲げる書類について、正本 1 部・副本（写）7 部、計 8 部を提出してください。

応募書類名	所定様式	任意 様式	特記事項
企画提案申込書	(様式第 1 号)		
会社概要	(様式第 2 号)		
過去の同種業務の受託実績	(様式第 3 号)		・同種業務とは、P F I 事業における給食センターの整備・運営に係るアドバイザー業務をいいます。
業務の推進体制	(様式第 4 号)		・業務を受託した場合の体制、担当予定者等の氏名等を記入してください。 ・ なお、管理技術者及び主たる担当技術者は受託後の変更は原則として認めません。

過去の同種業務の担当実績（管理技術者・主たる担当技術者）	(様式第5号)		
企画提案書			<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書をご確認の上、作成してください。 ・「9-3 一次審査及び二次審査、審査基準について」(2)二次審査（プレゼンテーション審査）について エ-(I) 審査基準」を踏まえ、評価項目「業務内容の理解度」「支援能力の的確性」「業務実施体制」について明記するとともに、その他、本市への支援方針やアピールポイントを明記してください。 ・A4版で、両面印刷を原則とし、表紙を除き、20ページ以内（両面の場合10枚）としてください。
見積書			
納税証明書(写し可) 該当する場合のみ			<ul style="list-style-type: none"> ・市税（法人市民税） ただし尼崎市内に事業所等を有し、尼崎市に納税している場合のみ
会社紹介（経歴等） パンフレット			

8 企画提案申込書等応募書類の取扱い等について

(1) 企画提案申込書等応募書類の取扱いについて

当該選定以外の用途には使用せず、一切返却いたしません。なお、いったん提出された後の修正及び差し替えは、本市から指示する場合を除き、できません。

(2) 企画提案申込書等応募書類の公開について

公文書開示請求があった場合、原則として公開対象となりますが、尼崎市情報公開条例
その他法令で規定があるときは、その規定を優先するものとします。

(3) 費用負担について

この応募に伴い要する費用については、すべて事業者の負担とします。

(4) その他

企画提案申込書等応募書類に関し、追加の資料を求めることがあります。

9 募集、選定の全体スケジュール

項目	スケジュール
当該業務に係る募集の開始・HP掲載	平成30年12月20日(木)～
質問の受付	平成30年12月20日(木)～平成31年1月8日(火)
質問に対する回答	回答を随時速やかに尼崎市ホームページ上に掲載(回答の最終更新は平成31年1月9日(水)とします。)
企画提案申込書等応募書類提出期限	平成31年1月15日(火)
一次審査結果通知<郵送>	平成31年1月17日(木)予定
二次審査(プレゼンテーション審査)	平成31年1月21日(月)予定
二次審査結果通知<郵送>	平成31年1月下旬予定
業務委託契約の締結	速やかに締結

は、詳細について以降の項目の説明をご参照ください。

9 - 1 質問の受付及び回答について

(1) 質問の受付

平成30年12月20日(木)～平成31年1月8日(火)午後5時必着とします。

(2) 質問方法

下記のEメールアドレス宛に、件名を「給食センター整備・運営事業者選定アドバイザー業務に係る質問」と入力の上ご質問ください。質問票は任意で結構です。Eメールに直接記載でも構いません。

ama-chugakkokyushoku@city.amagasaki.hyogo.jp

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者名を伏せて本市のホームページ(当該募集要項を掲載している画面と同一画面上)にて随時速やかに公表していきます。

回答の最終更新は平成31年1月9日(水)とします。

(4) その他

審査基準や他の応募者に関することについては一切お答えできません。

9 - 2 企画提案申込書等応募書類提出期限等について

(1) 提出期限 平成31年1月15日(火)午後5時まで

(2) 提出方法 持参にて提出してください。

(3) 提出先 尼崎市教育委員会事務局学校運営部中学校給食担当

〒661-0024

尼崎市三反田町1丁目1番1号(尼崎市教育・障害福祉センター3階)

電話番号 06(4950)5680

9 - 3 一次審査及び二次審査方法、審査基準について

(1) 一次審査について

「7 企画提案申込書等応募書類及び提出部数」に記載する書類のうち、様式第1号から第5号について一次審査を実施します。なお、応募書類に不備等があった場合には、失格とします。

ア 結果通知

平成31年1月17日(木)予定。審査結果を郵送で通知します。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)について

一次審査通過者に対し、実施します。

なお、時間等詳細については、一次審査の結果を通知する際に併せて連絡します。

ア 開催日時 平成31年1月21日(月) 予定

イ 開催場所 尼崎市教育・障害福祉センター 3階 教育委員会室 尼崎市三反田町1丁目1番1号

ウ 結果通知 平成31年1月下旬予定。審査結果を郵送で通知します。

エ 実施手法等

(ア) 実施時間

1社につき50分程度を予定しており、20分間の企画提案内容の説明後、30分程度の質疑応答を行います。

(イ) 実施方法

提出済みの企画提案書等応募書類に基づき説明をしていただきます。新たな資料の提出は不可とします。

説明者は、業務の推進体制(様式第4号)に記載されている主たる担当技術者が中心に行ってください。また、会場への入室は3人以内としてください。

(ウ) 二次審査における資料および質疑応答の取扱い等について

「8 企画提案申込書等応募書類の取扱い等について (2) 企画提案申込書等応募書類の公開について」に記載する基準に準じるものとします。

(I) 審査基準

- a 次の項目及び配点に基づき審査を行い、一次審査(小計)の得点と二次審査(小計 選定委員数5人)の得点の合計点を総合得点とします。

	評価項目	主な評価の視点	配点
一次審査	受託実績	同種業務の受託実績	5
	管理技術者について	業務従事期間	5
		同種業務の実績	5
	主たる担当技術者について	業務従事期間	5
		同種業務の実績	5
合計			25
二次審査（プレゼンテーション）	専門技術力及び知識の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の受託実績を踏まえた専門技術、知識を有しているかどうか ・各種法令（PFI法、学校給食法、建築基準法など）に精通しているかどうか 	10
	地域精通度	・尼崎市の財政状況や人口規模、中学校給食の開始時期、給食センター建設予定地に係る状況等を踏まえた支援や助言が可能な知識を有しているかどうか	10
	取組意欲及びコミュニケーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に対する取組意欲や熱意が感じられるか ・本市の担当者として、積極的に支援する姿勢がみられるか ・質問に対する応答が迅速・明確かどうか 	10
	業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの本市の取組経緯について理解しているかどうか ・本業務の目的を理解した提案かどうか 	15
	支援能力の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に定めた業務内容について円滑かつ的確に実施する能力を有しているか ・給食センター開始までの具体的なスケジュールについて他自治体の事例も含めた的確に示すことができるか ・建設にあたって、本市が建築基準法第48条の特例許可を得て進めるにあたり、的確な支援が可能な能力を有しているか 	20
	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務委託については非常にタイトなスケジュールが想定されるため、担当技術者等の動員体制について、配置人数、現在の担当業務件数等に基づき、提案書通りの業務執行が可能な体制が構築されているか ・担当技術者等が本市との打合せや問合せに、的確かつ迅速に対応することができるかどうか 	20
	見積額と業務量の整合性	・見積額に対する業務量、提案内容が適切であるかどうか	10
合計			95
満点	一次審査 25点 二次審査 95点 × 5 = 475点		500

は企画提案書に明記いただき、二次審査で総合的に評価をします。

b 審査において、委託業務を円滑に履行するために必要な能力を有していると認められる基準点（以下「基準点」という。）を設定し、審査の結果が基準点に満たない場合は、委託候補者として選定しません。

c 総合得点が基準点を超える事業者については、地域経済の活性化を図るため、次のとおり加点し、加点後の得点を総合得点とします。

(a) 市内事業者（市内に本社（本店）を有する者）

総合得点の10%を加点します。

(b) 準市内事業者（市内に事業所等を有する者）

総合得点の5%を加点します。

(c) 総合得点が最も高い者が2以上ある場合は、評価項目のうち、「企画提案書」の得点が高い者、「主たる担当技術者等の取組姿勢等」の得点が高い者、「予定技術者の技術力と実施体制」のうち、「主たる担当技術者」の得点が高い者の順に委託候補者を決定します。

それでもなお同点の場合は、くじにより委託候補者を決定します。その際には来庁頂き、くじを引いていただきます。

(5) 審査内容の取扱いについて

非公開とし、審査内容に関する問い合わせや異議については、一切受け付けません。

10 契約の締結について

二次審査後、委託候補者は本市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成する契約書によって、契約を締結します。

(1) 次に掲げる事態が生じたときは、二次審査において順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定します。なお、正当な理由がなく、契約の締結を辞退した場合は、本市において入札参加停止の措置を受ける場合があります。

ア 委託候補者が契約の締結を辞退したとき。

イ 契約締結時までに「4 応募資格」の応募資格を欠いていることが判明したとき。

ウ 契約締結時までに「5 応募者の失格」の要件に該当していることが判明したとき。

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき。

オ その他やむを得ない事情で契約に至ることが困難なとき。

(2) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととします。

(3) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼します。委託候補者は「7 企画提案申込書等応募書類（様式等）及び提出部数 見積書」において記載した見積金額を基に見積書を提出してください。

契約締結後、委託業務内容に変更が生じる場合は、本市と受託者においてその都度協議するものとします。

11 担当課

尼崎市教育委員会事務局学校運営部中学校給食担当

〒661-0024 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号（尼崎市教育・障害福祉センター3 階）

電話 06(4950)5680

FAX 06(4950)5658

E メール ama-chugakkokyushoku@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上